

水産流通適正化制度において事業者が青森県へ届出を行う際に、  
**【青森県】へ添付が必要な書類**  
**【漁業者又は漁協が届出を行う場合】**

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、青森県への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、**採捕する権限を証する書類や本人確認ができる書類等の提出**が必要です。青森県へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。  
 ※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

**漁業者や漁協等が届出を行い、届出番号を取得する場合の添付書類**  
**(代理届出を含む)**

	知事許可を受けた採捕者	免許のみを受けた採捕者	その他のケース※
漁業許可証の写し 行使権一覧、組合員一覧等 【採捕する権限を証する書類】	×	○ (行使権一覧または 組合員一覧)	個別にご連絡 下さい
漁業者個人の場合 【本人確認ができる書類（住民 票や運転免許証などの写し）】	○	○	○
委任状 【代理人（行政書士等）が届出 する場合】	○	○	○

※ 農林水産大臣の許可と都道府県知事許可又は免許等、国と都道府県の両方から採捕権限を有している場合などを想定